

【こども青少年局】会計年度任用職員（子ども虐待ホットライン相談業務）<中央児童相談所・令和8年4月1日採用>募集要項

専用電話で24時間365日児童虐待に関する相談・通告を受け付ける相談員を募集します。

1 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在18歳以上の方で、下記のいずれかに該当する方
ア 社会福祉主事の任用資格を有する方
イ 社会福祉事業に従事した経験を有する方
ウ その他、ア又はイに準ずる方
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
ア 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
イ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

2 業務内容

- (1) 児童虐待に関する相談・通告への電話対応業務
(2) パソコンを用いた電話対応内容の記録及び統計等業務
(3) その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で勤務時間内のみ）

3 勤務条件

- (1) 勤務日等 4週を通じて、勤務時間120時間以内とするローテーション勤務

勤務帯等	勤務時間
A 日 勤	午前8時30分から午後5時30分まで（休憩1時間）
B 午 後 勤	午後1時から午後9時まで（休憩1時間）
C 準 夜 勤	午後5時から午後10時30分まで
D 夜 勤	午後10時から午前8時45分まで（休憩2時間45分）
E 業務連絡会	平日の3時間程度／月2回

- (2) 給与 277,700円／月額（令和7年度実績額。任用期間中に変更の可能性あり。）
(3) 手当等 期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額※上限あり）等
(4) 社会保険等 健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入
(5) 休暇 年次休暇：初年度16日、病気休暇、服忌休暇、介護休暇等

※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

4 勤務場所

横浜市中央児童相談所（横浜市南区浦舟町3-44-2）

5 雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 年度末まで任期があり、かつ翌年度も年度当初から同一の職がある場合、能力実証のうえで再度任用する場合があります。(採用から最大4回)

6 応募手続き

申込書類を、横浜市中央児童相談所虐待対応・地域連携課に持参又は郵送してください。

内 容	
募集人数	若干名
募集期間	令和8年2月18日（水）午後3時まで
申込書類	1 会計年度任用職員申込書 2 申込書（別紙） 3 応募資格を有していることを確認できる書類（写し） ※ 1と2の書類は、所定の様式になります。市ホームページの本募集案内の書類名をクリックしていただくとダウンロードできます。または、ご連絡いただければ郵送します。

・持参の場合の受付時間：平日 午前8時45分から午後5時。※受付最終日2/18は午後3時。

・郵送の場合は令和8年2月18日（水）午後3時必着とします。

7 選考の流れ

(1) 一次選考：書類選考

選考の結果及び面接選考の詳細（集合時間等）については、令和8年2月25日（水）までに郵送でお知らせします。

(2) 二次選考：面接選考

ア 実施日 令和8年3月2日（月）

イ 場 所 横浜市中央児童相談所（横浜市南区浦舟町3-44-2）

(3) 最終選考

二次選考を受けた方の一次選考結果及び二次選考結果をもとに採用者を決定します。

選考の結果は郵送でお知らせします。

8 雇入時健康診断

採用予定者の方には、4月以降に受診していただきます。日時等については別途、ご連絡します。

9 その他

(1) 選考の途中で応募資格がないことが明らかになった場合は、その後の選考を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。

(2) 提出された書類は、返却いたしません。

(3) この選考に際して提供していただいた個人情報については、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

(4) この募集は横浜市議会において令和8年度予算の議決が条件の募集です。

【問い合わせ】

横浜市中央児童相談所 虐待対応・地域連携課 担当者 佐藤・藤渕

〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-44-2 電話 045-260-6529 / FAX 045-262-4155